第7章 自分に合った施設・住まいが選べるために

1 特別養護老人ホーム等施設の整備

(1) 現状

① 第4期計画での整備状況

特別養護老人ホームについては、入所待機者の解消に向け、第5期計画の前倒し分となる4床を含め、特別養護老人ホーム304床を整備しました。この整備により、平成23年度末のユニット型個室割合は、30.0%(2,040床のうち、ユニット型個室613床)となっています。

なお、新設の施設については、在宅生活の支援を充実させるために、短期入所 用の50床を併設しています。

介護老人保健施設については、第3期計画期間からの継続した整備となりましたが、100 床を整備しました。

グループホームは、第5期計画の前倒し分となる3床を含め、新設事業所の開設及び既存事業所の増床で74床を整備し、介護付有料老人ホーム等の特定施設は204床を整備しました。

表53 第4期計画中の介護保険3施設の整備状況

(単位:床)

区	分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	計画値	1, 736	1, 736	2, 036
特別養護老人ホーム	実 績	1, 740	1, 740	2, 040
(介護老人福祉施設)	計画比	100. 2%	100. 2%	100. 2%
	施設数	17	17	20
	計画値	1, 040	1, 040	1, 040
┃ ┃介護老人保健施設	実 績	1, 040	1,040	1, 040
丌 谖 名 入 休 健 旭 設	計画比	100.0%	100.0%	100.0%
	施設数	10	10	10
	計画値	90	90	90
┃ ┃ 介護療養型医療施設	実 績	90	90	90
开 暖 僚 食 空 达 獠 肔 故	計画比	100.0%	100.0%	100.0%
	施設数	2	2	2

数値は各年度末現在、平成23年度実績は見込数

表 54 第4期計画中のグループホーム (認知症対応型共同生活介護事業所) の整備状況

(単位:床)

	区	2	分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	グループホー.	,		計画値	612	650	655
/ =刃 左	・クルーフホー。 ロ症対応型共同生活:		⊭ ਜ⊑ \	実 績	593	612	658
(記入	11征对心至共向主活。	八设争未	₹ <i>1</i> 717	計画比	96.9%	94. 2%	100.5%
	追沒	兵 圏	域		35	44	44
	田)	甫 圏	域		8	8	8
	逸り	見 圏	域		18	18	18
日	本月	宁 圏	域		52	52	70
日常生活圏域	衣鱼	笠 圏	域		176	176	186
活圏	大 洋	聿 圏	域		62	71	71
域	浦	賀 圏	域		78	78	78
	久里?	兵 圏	域		53	45	45
	北下洮	甫 圏	域		67	76	76
	西	圏	域		44	44	62

数値は各年度末現在、平成23年度実績は見込数

表 55 第4期計画中の特定施設 (特定施設入居者生活介護事業者の指定を受けたもの) の整備状況

(単位:床)

		区		分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
混	合	型	特	定	施 設	1,727	1,727	1, 727
	介護付	+ 方 剉 :	* +	- /	計画値	1,605	1,605	1, 605
					実 績	700	758	904
内	ᄤᄆᆙ	可 M T 11 ·	守巾貝	用賃貸住宅	計画比	43.6%	47.2%	56.3%
訳	養護老人ホーム	計画値	122	122	122			
		– Д	実 績	122	122	122		
			計画比	100%	100%	100%		

数値は各年度末現在、平成23年度実績は見込数

【特定施設について】

1. 特定施設の種類

特定施設には、介護専用型特定施設(入居要件が要介護以上で 30 人以上の特定施設)と、混合型特定施設(入居要件に要支援・自立者も含む特定施設)があります。 なお、本市には、介護専用型特定施設はありません。

2. 特定施設となる施設

特定施設とは、以下の施設を指します。

・有料老人ホーム: 高齢者を入居させて、入浴、食事、家事等の日常

生活上必要なサービスを提供するもの。

有料老人ホームには、介護付有料老人ホーム、住 宅型有料老人ホーム、健康型有料老人ホームがあ

ります。

・養護老人ホーム : 家庭での生活が困難な高齢者を対象としたもの。

・軽費老人ホーム (ケアハウス): 自炊が出来ない程度の身体機能の低下により、

独立した生活をするのには不安がある等の人を

対象としたもの。

・適合高齢者専用賃貸住宅 : 高齢者の居住の安定確保に関する法律による高齢

向け住宅で安否確認、生活相談、食事、介護、家事等の高齢者を支援するサービスを提供するもの。 法改正により平成23年10月から「サービス付き

高齢者向け住宅」に変わりました。

3. 特定施設入居者生活介護

特定施設に入居している要介護・要支援者に対して、その施設内において、介護 (介護予防) サービス計画に基づいて行われる食事・入浴等の日常生活上の世話や 機能訓練のこと。

特定施設入居者生活介護を行うためには、「2.特定施設となる施設」が介護保険 法の指定を受ける必要があります。なお、本市では、軽費老人ホーム(ケアハウス)で特定施設入居者生活介護の指定を受けているものはありません。



② 介護保険に関するアンケート結果

介護保険に関するアンケート調査の結果、将来「施設に入所を希望する」と回答した人は14.1%となっており、「入所を希望する施設」では特別養護老人ホームとの回答が約6割となっています。

施設に入所を 在宅での生活を続ける わからない 無回答 希望する 13.0% 14.8% 58.1% 14.1% 0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

図82 今後の生活をどのように送りたいか

資料:介護保険に関するアンケート結果(回答者数 913)

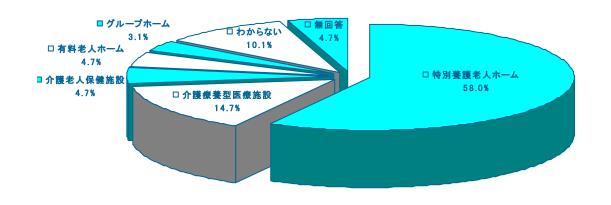


図83 希望する入所施設

資料:介護保険に関するアンケート結果(回答者数 129)

(2)課題

第4期計画までの整備状況などを踏まえ、第5期計画策定に向けては、以下のような課題があります。

- ・特別養護老人ホームの入所待機者は、平成23年4月1日現在、1,962人で、平成22年度中に市内特別養護老人ホームに入所した人は、申し込みから入所まで平均約2年の期間を要していますが、中には、今すぐの入所は希望しないものの、将来的な不安からとりあえずの申し込みをする人もいること。
- ・指定基準以上の看護師等の確保、配置が難しいことから、医療的な対応が必要な 高齢者の入所が困難な状況にあること。
- ・第4期計画で整備することとした特別養護老人ホーム3施設(300床)が平成24年度に開所することに伴う効果・影響を見極める必要があること。
- ・介護老人保健施設については、その一部が特別養護老人ホームの入所申込者の待機場所となっている現状があること。

≪参考≫

- ・特別養護老人ホームの待機者について、施設が「優先して入所させるべき」と考える人の割合 10.8%
- ・入所申込者への調査から施設が判断した「現在の生活は困難であり、すぐにでも 入所が必要」と考える人の割合 11.3%

資料:「特別養護老人ホームにおける入所申込者の実態に関する調査研究」 医療経済研究機構 調査基準日 平成23年2月1日

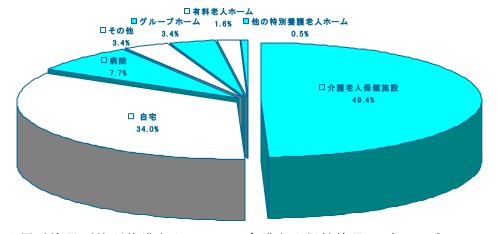


図84 平成22年度中に特別養護老人ホームに入所した439人の直前の居所

入所・入居系施設 (特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・グループホーム・有料ホーム) に既に入所・入居している人の合計 54.9%

資料:市内全特別養護老人ホームへの調査実施結果

(3) 施策の方向性

前述の現状と課題を踏まえて、第5期計画の方向性は、以下のとおりとします。

・特別養護老人ホームについては、第4期計画期間中の大規模な新規整備(3施設・300床)に伴う効果・影響を見極める必要があるため、新設による整備は行わず、 既存施設の小規模な増床等による整備を進めます。

増床等による整備は、短期間で行うことができるため、待機者の入所までの期間を短縮することにもつながります。

- ・特別養護老人ホームの入所待機者については、今後も各施設と連携し、待機の実態を把握することで、円滑な施設入所につながるように努めていきます。
- ・医療的な対応が必要な高齢者の入所が困難な状況にあることから、介護職員等が 一定の条件のもとで、痰の吸引や経管栄養等の日常の医療的ケアが実施できるよ う、研修等の情報提供を積極的に行い、医療的ケアが必要な利用者のニーズに対 応できるように支援していきます。

(4) 施設整備計画

① 介護保険3施設

特別養護老人ホームは、平成26年度末までに既存施設の増床等により100床の整備を計画します。

介護老人保健施設は、その一部が特別養護老人ホームの入所申込者の待機場所 となっている現状から、特別養護老人ホームの整備を優先することとし、新規整 備は行いません。

介護療養型医療施設は、平成29年度末までに廃止される予定のため現状のとおりとします。

表 56 第5期計画中の介護保険3施設の整備計画

(各年度末)(単位:床)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	2, 115	2, 140	2, 140
介護老人保健施設	1,040	1, 040	1, 040
介護療養型医療施設	90	90	90

② グループホーム (認知症対応型共同生活介護事業所・介護予防認知症対応型 共同生活介護事業所)

グループホーム (認知症対応型共同生活介護事業所・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所) は、平成 24 年度末までに既存事業所の増床により 7 床の整備を計画します。

表 57 第 5 期計画中のグループホーム (認知症対応型共同生活介護事業所・介護予防 認知症対応型共同生活介護事業所)の整備計画

(各年度末)(単位:床)

	区分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度				
グ	ル	_	プ	ホ	_	ム	665	665	665

③ 特定施設

介護付有料老人ホーム等の特定施設で介護保険の指定を受ける特定施設入居者 生活介護事業所・介護予防特定施設入居者生活介護事業所は、計画数に対して整 備数が達していないため、現状のとおりとします。

表 58 第 5 期計画中の特定施設 (特定施設入居者生活介護事業者・介護予防特定施設 入居者生活介護事業者の指定を受けるもの) の整備計画

(各年度末)(単位:床)

	区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度			
混	合 型	特	定	施	設	1,727	1,727	1,727
介護付有料老人ホーム・ サービス付き高齢者向け住宅					ム・住宅	1,605	1,605	1,605
内訳	養護	老 .	人 ホ	_	۲	122	122	122

2 高齢者の多様な住まい方への支援

(1) 現状と課題

住宅は生活の基盤であり、多くの高齢者ができるだけ住み慣れた地域や自宅で安 心して暮らし続けたいと考えています。

しかしながら、その家族構成や経済状況、身体状況、希望はさまざまであることから、個々の高齢者の生活や希望に合わせて生活の場所や暮らし方を選択できることや、施設・居住系サービスを含めた多様な住まいや住宅相談も含めたさまざまな情報の提供に取り組む必要があります。

特に、高齢者アンケートで「住まいや周りの環境のことで、不便を感じたり、困っていること」について質問したところ、「バリアフリーになっていないこと」との回答が、最も多くなっています。

安心して在宅で生活を続けるためには、身体機能の低下に対応し、トイレや浴室、 階段等への手すりの設置や床の段差解消など、住宅の改修をすることで住みよい住 宅環境を整えることや、設備が整った住宅への住み替えなどが考えられます。

一方で、民間の賃貸住宅において高齢者であることを理由に入居が敬遠される傾向があり、貸主や不動産業者に対して高齢者の入居に対する理解を図り、多様な賃貸住宅への円滑な入居を進め、高齢者の居住の安定を確保することが課題となっています。

また、地域コミュニティの希薄化により、高齢者が孤立化することが懸念されます。日常生活や介護に不安を抱く高齢者が多くなっている現状から、孤立化のおそれがある高齢者への支援の仕組みを検討する必要があります。

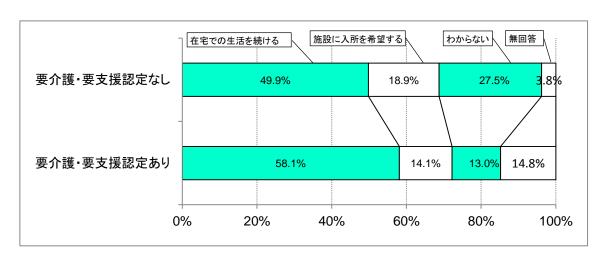
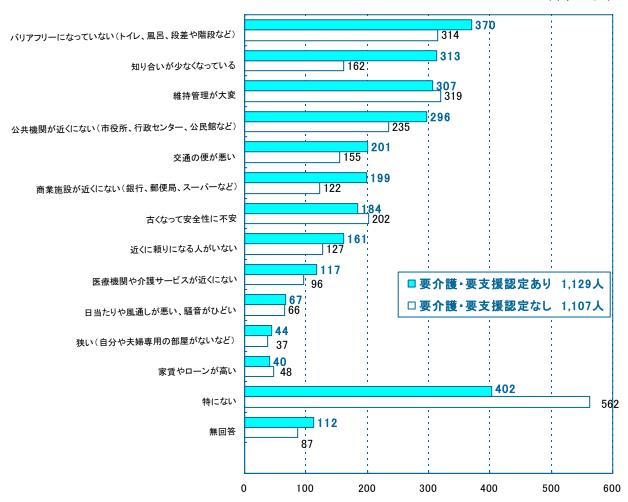


図85 今後の生活をどのように送りたいか

資料:高齢者福祉に関するアンケート結果(回答者数 1,107) 介護保険に関するアンケート結果(回答者数 913)

図 86 住まいや周りの環境のことで、不便を感じたり、困っていること(複数回答)

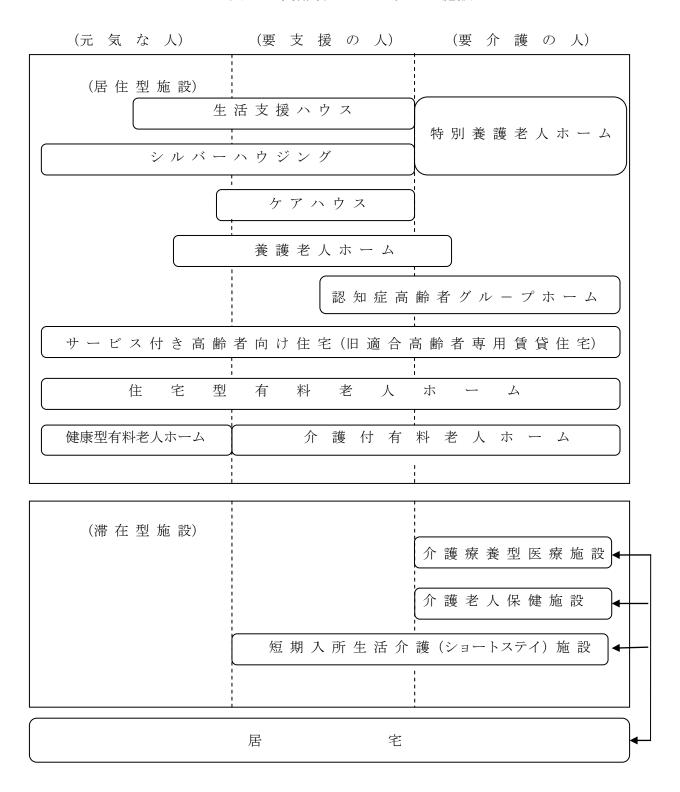
(単位:人)



資料:高齢者福祉に関するアンケート結果

介護保険に関するアンケート結果

図87 高齢者のための住宅・施設



※この図は、身体状況の視点で、どの住宅や施設が条件に合うかを大まかに区別できるように示したものです。必ずしも、この図に当てはまらない場合もあります。

(2)目標

個々の高齢者の生活や身体状況及び多様化する価値観に合わせて、高齢者の意向に対応した住まいや暮らし方を選択できるよう、住宅施策と福祉施策の連携のもとで、高齢者の居住環境の向上及び地域全体で高齢者を支える体制の整備を目指します。

(3) 施策の展開

① 高齢者の多様な住まい方への支援

- ア 高齢者が個々の事情や状況に合わせて生活の場所や暮らし方をイメージし、 選択できるように、高齢者の多様な住まい、施設等に関する、さまざまな情報 を収集し、市役所や地域包括支援センター等において情報提供を行います。
- イ 住宅を探している高齢者が気軽に相談できる場を提供するために、「住まい探 し相談会」を開催します。不動産情報の提供のほか、地域情報や生活アドバイ スなどにも応じ、高齢者の住み替えを支援します。
- ウ 「一人での住まい探し」は不安という高齢者に対して、付き添って不動産店 を訪問するボランティアを登録し、成約までの時間短縮と高齢者の不安解消を 図ります。

また、ボランティアには「住まい探し相談会」にも参加してもらい、地域情報の提供など、不動産以外の生活全般のアドバイスを行います。

エ 民間の賃貸住宅において高齢者であることを理由に入居が敬遠される一因が、 保証人の確保の問題です。貸主は家賃の不払い等に対する不安感があるため、 親族などから保証人を立てられない高齢者は民間賃貸住宅への入居が難しくな ります。

そのため、民間保証会社による家賃債務保証制度の情報提供を行うことで、 高齢者の入居を支援します。

オ 市営住宅の入居者募集にあたり、引き続き60歳以上の人がいる世帯に対して 優遇倍率の措置をとります。

② 高齢者の安心した生活に向けた支援

ア 高齢者の孤立化を防止するため、地域包括支援センターが中心となって、介護関係機関、町内会、民生委員等が連携し、高齢者の生活状況の変化に気づけるような、地域や住民同士による見守りやコミュニケーションの仕組みを検討します。

イ 高齢者から相談を受ける機会の多い地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等の職員等に対して、高齢者向け住宅の制度や、さまざまな相談に関する研修会の開催について検討します。

③ 居住環境の整備

ア 共用部分である階段に手すりが未設置の市営住宅について、手すりの設置を 行い、高齢者等に配慮した住宅に改修します。

- イ 市営住宅に併設したシルバーハウジング(高齢者世話付住宅)を対象に、日 常生活上の生活相談、助言、安否確認、緊急時の対応等を行う生活援助員を派 遣するとともに、住宅に設置した緊急通報システム等の運用により24時間緊急 時対応を行います。
- ウ 要介護・要支援と認定を受けた高齢者に対しては、介護保険の住宅改修費を 給付し、住みよい住宅環境の整備を図ります。

また、ケアマネジャーに対して、個々の高齢者の身体状況や住宅環境等から 適切な改修がなされているか、またその必要性について助言するなど支援して いきます。

エ 谷戸地域には狭く長い階段や老朽化した空き家が目立つことから、地域に居住する高齢者のため、谷戸地域対策検討委員会を立ち上げ、平地への住み替えも視野に入れた居住環境の改善に多角的に取り組みます。

